

トピー健康保険組合同規約 新旧対照表（令和 8 年 4 月 1 日改訂）

新	旧
<p>第 1 条～第 4 3 条 略</p> <p>第 5 章 保険料 (保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第 44 条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の 102 分の 60 は事業主、102 分の 42 は被保険者において負担する(小数点第 4 位を四捨五入する)。</p> <p>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</p> <p>第 44 条の 2 子ども・子育て支援金額の 100 分の 50 は事業主、100 分の 50 は被保険者において負担する。</p> <p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第 44 条の 3 この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被扶養者を有する介護保険第 2 号被保険者以外の被保険者に関する保険料額は一般保険料等額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>第 4 5 条～第 4 7 条 1 項 略</p> <p>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金 (2) 還付金 (3) 雑支出</p> <p>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 還付金 (3) 雑支出</p> <p>第 4 8 条 1 項 略</p>	<p>第 1 条～第 4 3 条 略</p> <p>第 5 章 保険料 (一般保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第 44 条 一般保険料額及び調整保険料額の 102 分の 60 は事業主、102 分の 42 は被保険者において負担する(小数点第 4 位を四捨五入する)。</p> <p>(新設)</p> <p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第 44 条の 2 この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被扶養者を有する介護保険第 2 号被保険者以外の被保険者に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>第 4 5 条～第 4 7 条 1 項 略</p> <p>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費徒は、次の号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金 (2) 還付金 (3) 雑支出</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 8 条 1 項 略</p>

トピー健康保険組合同約 新旧対照表（令和 8 年 4 月 1 日改訂）

<p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>第 4 9 条～第 6 1 条 略</p> <p>附則（令和 8 年 2 月 27 日届）</p> <p>1.この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2.令和 8 年 4 月 1 日施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）により、令和 8 年 4 月分の保険料から子ども・子育て支援金の徴収が始まることに伴う改訂。保険料額の負担割合や予備費の費途、準備金の保有方法等について定める必要が生じたため、第 44 条、47 条、48 条の改訂を行った。</p> <p>3.軽微な文言修正（第 47 条項 2）</p>	<p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>第 4 9 条～第 6 1 条 略</p>
--	---